

# 研究

## 道路費國庫補助の本費

内務書記官

S

N

生



國家の責任の本質に合致して居らないとすれば本規定の運用に當つては其の責任の本質に合する様に努める必要がある。

二

道路法第三十五條には道路の新設改築に要する費用の一部を國庫より補助することを得る旨を規定してある。此規定に依るときは國家は道路に關する費用を補助するも補助せざるも自由である様に解せらるる。此規定は果して道路に關する費用に付國家の責任の本質に適合するものであるか、又若し

道路に對する、國家の責任は道路の種類に依りて異なる。道路法第八條は國內交通の幹支の程度に應じて國道、府縣道、市道及町村道の四種に分類して居る、又同法第三十一條に基

く道路の構造に關する命令に於て道路構造令と街路構造令とを定め街路と街路以外の道路との區別を認めておる。此區別と費用負擔の關係を考ふるに主として市町村内の交通に供せらるゝ道路が市町村の負擔に於て經營されなければならぬし主として府縣内の交通に供せらるゝ道路は府縣の負擔に於て築造維持が行はるべきものであると云へば頗る簡單明瞭であるが、扱て實際に付て見るに、交通が市町村内のものか、府縣内のものか、或は超府縣のものか實に複雑して判斷に苦しむものが多いのである。

今夏英國行政學界の夏期會議の席上同國交通省道路局長サーヘンリー・ムーブリー氏の爲した講演も此點に論及しておる。其の一節を左に引用する、

「行政上地方と中央との責任の間に判然たる區域を劃することの困難なること道路に關する場合より甚しいものはあるまい。地方廳は學校、小園地、圖書館、遊戯場、水泳場等を主として其の地方稅納付者達の便益の爲に設けてゐる、疑もなく國家は國民の健康、能率、満足等より生ずる收穫の分與を受けるのであるけれども、しかも何人と雖も其の直接の利便は其の地方に歸すると云ふことを疑はないであらう。

或階級の道路については同様のことを言ふことが出来る。例へば單に住宅の爲の道路は主として其の住民の利便の爲に新設され且維持されるのである。又町の街路は其の地方に於ける商業中心地を提供してゐるのである。斯る限度に於ては地方と中央との責任の範圍に關して重大なる疑惑は起らない。乍併或階級の道路については頗る之と異り住民の少い州が交通の多い道路——それは其の州の農民社會に對しては、殆んど利便を與へない様なものであるのに——を維持する義務を負ふてゐる様な場合を容易に指摘し得るのである。斯る道路の眞の利便は此州の境界外にある産業又は住宅區域及全國一般旅行者に對して生ずるに過ぎないのである。

更に困難なる例をも擧げることが出来る。即ち一農村の貧弱なる豫算が近傍にある遊覽地の訪客に愉快な遠足をさせる爲の弱く建設された道路を維持すべき責任を負つて財政困難に陥つてゐるが如き場合之れである。單に維持費を負擔せねばならぬのみならず、交通上の要求は多額の經費を要する改良計畫を必要とし、其の爲に農村の富力に對して過重なる課税をなさねばならぬ様になることもある。斯の如くにして吾

んとするに當つて經驗する所の困難は又地方の責任を地方廳の各階級間に配分せんとする場合にも同様に起つて來るのである。」

### 三

メブリー氏の言ふ如く責任の區分は困難であるが、道路を總て道路所在地の地方團體の負擔たらしむることは不合理である。府縣内交通に止まらず主として數府縣を連絡する交通に供せられ其の交通關係が沿道の交通に止まらず國家的交通幹線と認むべきものに付ては府縣市町村の負擔のみに歸せしむるは當を得て居らないのである。我國の道路に付て之を見るに、徳川時代に於ては諸侯の參勤交代の大名行列が通る道路が幹線であつたと云へる。維新後に於て鐵道が次第に發達して全國幹線の交通を司掌するに及んでは道路は經濟的には主として地方交通道路であつた、全國的に關係する交通としても鐵道の營養線たるに過ぎない觀があつた。此時代には道路費地方負擔は經濟上の觀點から論ずるならば正當であつた。然れども自動車の發達は道路の使命に一轉期を劃した。即ち鐵道に依らざる國家的交通を生じ從て國家的交通幹線の

認定が實際的に必要となつた。道路法は此時に當つて制定せられたのであるから國家的交通幹線に對する國家の責任を考慮に入れてないとは解することが出來ない。併し國家的交通幹線とは何れの道路であるか。之を具體化するは各場合の問題として之を決定するの外なく又各時代に依りて變化のあるべきは當然である。且又國家的交通幹線が同時に地方交通に供せられ、地方交通路線も國家的交通を容るゝものなるが故に、其の相互の程度に至つては之を捕捉決定することは殆んど不可能である。依て其の交通の性質を大體觀察して之を定むるの外なしと雖も夫れさへ頗る困難である。故に道路法第十條は國家的交通幹線を國道と稱すると共に何れの道路が國道なるやは列舉主義に依つて法が確定し、地方交通路線中主として府縣内幹線と認むべきものを府縣道と稱し、其の府縣道たる資格に付ても法第十一條が列舉主義に依りて確定した。然るに法第三十三條は主として軍事の目的を有する國道其他主務大臣の指定する國道の新設改築費の負擔を國家の責任としたるの外一切の道路に關する費用の負擔を地方團體に命じてをる。之れは道路に對する國家の責任を考ふるときは頗る當を得ざること上述したる所に依りて明かなるものがある。國家は道路費分擔の義務があるのである。此義務と法

第三十三條の規定との調和が計られなくてはならない。之れ道路法が第三十五條に於て補助に關する規定を置いた一つの理由でなくてはならない。然らば此規定は補助することを得と規定してあるが實は補助すると否とは行政權の自由に一任したるものでなく、其の運用に當つては此分擔義務を履行するの趣旨に依らなくてはならないのである。若し然らずすれば道路法は此點に於て不合理な規定であると云はなくてはならない。

#### 四

補助するを得る場合を限定したるは當然の補助と特別事由ある場合の補助との區別を明にし本質上二種の補助あるに照應したるものと認むることを得るのである。

道路法に依りて現在國家が行ひつゝ、ある補助は三つの種類に分れる。國道改良費補助、府縣道改良費補助、及街路改良費補助之れである。

國家の道路に對する責任上述の如くであるとすれば法第三十五條の道路費國庫補助は本質上二つの種類に分たなくてはならない。一は即ち國家が道路に對する分擔義務を履行する爲補助の形式に依り支出を爲すもので、一は地方團體の責任に屬するものを單に助成するの意味に於て支出を爲すものである。第一のものは國家が道路自體に對する責任に基き第二のものは第一次には地方團體の責任に屬するものに對し國家が一般公共施設援助の方策に基くのである。法第三十五條が國道と府縣道以下とに付補助を區別し。府縣道以下に付ては

國道は法が國家の交通幹線として認定したものである。國道資は國庫之を負擔すべしとの論は古くからある。帝國議會に於ても其の趣旨に基く質問が屢々繰返へされてゐる。立法論としては相當考慮の餘地があるが、現行道路法は軍事國道の新設改築費の外國道の費用を府縣の負擔としておる。併し國家的交通幹線に對して國家の責任なしと云ふことが出來ないのであるから、法第三十五條に依りて行ふ所の補助は此責任即ち分擔義務の履行に外ならない。從て主務大臣の認可を受けて施行する國道の新設改築費に對しては國家が其の費用を負擔する義務があると云はねばならない。府縣道は主として地方交通の幹線なるが故に其の費用を地方團體が負擔することは當然である。併し軍事上の必要其の他國家的交通量が相當大なる場合には國家が分擔義務を負ふ場合もあるのである。併し之は各場合に國家が之を認定するの外ないのであ

る。又地方交通幹線なるも工費至大、工事至難等の理由に依り國家が之を助成する必更を認める場合がある。併し之も各場合に國家が之を決定するの外はない。従て府縣道に對する補助は本質上以上の二種の補助を包含する。併し法は滋縣府の中に付て如斯補助を爲すべき場合を定めざるが故に府縣道の新設改築を爲すも國家は補助の義務を當然には負はない。

最後に街路（國道府縣道を除く）は府縣道の如く地方交通幹線にも入らざるものなるが故に地方團體の負擔として至當なることを俟たない。唯都市内の道路なるが故に都市生活の改善が現代國家の重要な使命であると云ふ見地より之を助成する必要を生じたのである。従て之は分擔ではなく助成である。

法第三十五條に基いて爲しつゝある補助の本質は以上の如き種別がある。繰返して云へば一は義務の履行であり、他は助成である。後者は特別の事由ある場合に行ふ助成であり、前者は當然に爲すべき支出である。

歐米諸國に於ては近時國家が國家的交通幹線に對して負擔を爲すと同時に自動車税、ガソリン税、自動車運轉手免許税等を起して此國家の責任遂行に努めておるのは自動車の發達

に依りて國家的交通が重要な地位を占め、國家の分擔義務が顯著に認識さるゝに至つた事實を物語るのではないか。我國も此方面に於て新時代に應ずるの方策を樹立し以て國家の道路に對する義務を充分に履行することを必要とするのではないか。

## 五

道路に對する國家の責任の本質を考察するときは法第三十三條の規定は第三十五條の補助の規定を併せ考ふるに非ざれば合理的なりと云ふことを得ざると同時に、第三十五條の規定は補助を爲すことを得とあるも其は道路法が國家の責任を明文に依りて負ふことを避けたるに過ぎずして之を以て本質上其の義務なしと云ふことを得ざるは明なる所とす。即ち道路費國庫補助の本質は助成の性質を有するものみに非ず、分擔義務の履行を補助の形式に依りて行ふものあること、従て法の運用に當りては此本質に適合せしめねばならぬことを亦明瞭となりたりと信ず。